



114
A 2614



窮民救濟法案

第一條 法律ニ依リ救助ヲ受クル窮
 民左ノ如シ
 一 不具、癡疾、病傷、老衰、幼弱、其、他、災厄ノ
 為、自活スルニ由タク且、他ニ扶助ヲ受
 クル遺兒、棄兒、迷兒ニシテ、他ニ扶助ヲ受ク
 ル途ナキ者

法律ニ依リ救助ヲ受クル窮民
 法律ニ依リ救助ヲ受クル窮民
 法律ニ依リ救助ヲ受クル窮民

大正
 十一年
 四月
 侯爵
 郵寄

1897



第三條

住居ヲ占ムル地ノ市町村ニ於テ之ヲ

家督相續ニ依リ戸主トナリタル者ニ付

テハ其ノ住居前項ノ期間ニ達セサルモ

前戸主ヲ救助スルキ市町村内ニ引續キ

現ニ住居ヲ占ムルトキハ其ノ市町村ニ

於テ之ヲ救助スル間ハ本條ノ期間ヲ中

斷ス救助ヲ受クル間ハ本條ノ期間ヲ中

第四條 戸主ト同居スル家族ニ付テハ戸

主ヲ救助スルキ市町村ニ於テ之ヲ救助

スルキ市町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市

町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ

於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ於テ之

前項ノ家族ト同居スル未成年者ニ付テ

ハ前項ノ制限ニ拘ラズ其ノ家族ヲ

救助スルキ市町村ニ於テ之ヲ救助ス

ルキ市町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市

町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ

於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ於テ之

第六條 窮民ニ付テ之ヲ救助スルキ市

町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ

戸主ニ付テハ

二年以來引續キ現

依リ戸主トナリタル者ニ付

前項ノ期間ニ達セサルモ

前戸主ヲ救助スルキ市町村内ニ引續キ

現ニ住居ヲ占ムルトキハ其ノ市町村ニ

於テ之ヲ救助スル間ハ本條ノ期間ヲ中

斷ス救助ヲ受クル間ハ本條ノ期間ヲ中

第四條 戸主ト同居スル家族ニ付テハ戸

主ヲ救助スルキ市町村ニ於テ之ヲ救助

スルキ市町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市

町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ

於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ於テ之

前項ノ家族ト同居スル未成年者ニ付テ

ハ前項ノ制限ニ拘ラズ其ノ家族ヲ

救助スルキ市町村ニ於テ之ヲ救助ス

ルキ市町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市

町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ

於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ於テ之

第六條 窮民ニ付テ之ヲ救助スルキ市

町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ

二年以來引續キ現

依リ戸主トナリタル者ニ付

前項ノ期間ニ達セサルモ

前戸主ヲ救助スルキ市町村内ニ引續キ

現ニ住居ヲ占ムルトキハ其ノ市町村ニ

於テ之ヲ救助スル間ハ本條ノ期間ヲ中

斷ス救助ヲ受クル間ハ本條ノ期間ヲ中

第四條 戸主ト同居スル家族ニ付テハ戸

主ヲ救助スルキ市町村ニ於テ之ヲ救助

スルキ市町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市

町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ

於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ於テ之

前項ノ家族ト同居スル未成年者ニ付テ

ハ前項ノ制限ニ拘ラズ其ノ家族ヲ

救助スルキ市町村ニ於テ之ヲ救助ス

ルキ市町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市

町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ

於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ於テ之

第六條 窮民ニ付テ之ヲ救助スルキ市

町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ

於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ於テ之

依リ戸主トナリタル者ニ付

前項ノ期間ニ達セサルモ

前戸主ヲ救助スルキ市町村内ニ引續キ

現ニ住居ヲ占ムルトキハ其ノ市町村ニ

於テ之ヲ救助スル間ハ本條ノ期間ヲ中

斷ス救助ヲ受クル間ハ本條ノ期間ヲ中

第四條 戸主ト同居スル家族ニ付テハ戸

主ヲ救助スルキ市町村ニ於テ之ヲ救助

スルキ市町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市

町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ

於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ於テ之

前項ノ家族ト同居スル未成年者ニ付テ

ハ前項ノ制限ニ拘ラズ其ノ家族ヲ

救助スルキ市町村ニ於テ之ヲ救助ス

ルキ市町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市

町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ

於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ於テ之

第六條 窮民ニ付テ之ヲ救助スルキ市

町村ニ於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ

於テ之ヲ救助スルキ市町村ニ於テ之

第六條 窮民ニ付テ之ヲ救助スルキ市

第七條 在府縣ニ於テ之ヲ救助ス
 市町村ハ其ノ所在ノ窮民ニ付テ
 ハ第ニ先ツ之ヲ救助スハシ
 前項ノ場合ニ於テ市町村ハ其ノ戸主家
 族若ハ扶養義務者ニ對シ救助者ノ引
 取並被救助者ニ關スル費用ノ辨償ヲ請
 求スルコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テ若戸主家族及扶養義
 務者ナキトキ若ハ知レサルトキ又ハ之
 アルモ資力ナキトキハ之ヲ救助スヘキ
 市町村又ハ府縣ニ對シ被救助者ノ引取

並被救助者ニ關スル費用ノ辨償ヲ請求
 スルコトヲ得
 特別ノ事情アル場合ハ被救助者ノ引取
 ヲ為スヘキ者ニ於テ留置救助ヲ求ムル
 コトヲ得
 被救助者ノ引取及被救助者ニ關スル費
 用ノ辨償ハ被救助者ノ戸主家族及扶養
 義務者中ノ何人ニ對シテモ之ヲ請求ス
 ルコトヲ得
 被救助者引取ノ手續被救助者ニ關スル
 費用ノ辨償並留置救助ニ付必要ナル事
 項ハ内務大臣之ヲ定ム

第八條 窮民ノ救助ト公共団体トノ關係

ニ付テハ前數條ノ外別ニ定ムルコトヲ要スルモノ若ハ前數條ニ對シ特例ヲ設クルコトヲ要スルモハ内務大臣之ヲ

第九條 窮民ノ為要スル費用ハ特ニ規定

アルモノ外之ヲ救助スヘキ市町村又ハ府縣ノ負擔トス

第十條 府縣ハ市町村ニ對シ國庫ハ府縣ニ對シ窮民救助ノ為要スル費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

前項補助ノ方法ハ勅令ノ定ムル所ニ依

第十一條 窮民ノ救助ヲ始ムタル後ニ於

テ資力アル家族扶養義務者又ハ救助スヘキ市町村若ハ府縣知レタルトキハ第七條ノ例ニ依ル救助ヲ終リタル後亦同

第十二條 窮民ノ救助ハ生存ニ要スル居

所並衣食ヲ給シ若ハ之ヲ得セシム必要アルトキハ療養ヲ施シ若ハ之ヲ得セシム

被救助者死亡シタルトキハ相當ノ葬儀ヲ行フハシ救助ヲ受クハキ窮民ニシテ

救助ヲ始メサル前死亡シタルトキ亦同
 シ窮民ノ救助及葬儀並所持若ハ遺留物件
 ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム
 第十三條 被救助者ニ對シテハ其ノ勞務
 堪エル場合ニ於テハ内務大臣ノ定ム
 所ニ依リ相當ノ勞務ヲ課スルコトヲ
 要ス
 勞務ヨリ生スル收入ハ救助ヲ行フ市町
 村又ハ府縣ニ歸屬ス但シ内務大臣ノ定
 ムル所ニ依リ其ノ一部ヲ本人ノ所屬ト

シテ處理スルコトヲ得
 第十四條 未成年ノ被救助者ニ對シテハ
 内務大臣ノ定ムル所ニ依リ相當ノ教習
 ヲ為スコトヲ要ス
 第十五條 被救助者ニ對シ必要アルトキ
 ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ懲戒ヲ行
 フコトヲ得
 第十六條 窮民ノ救助ハ之ヲ他ノ公設若
 ハ私設ノ施設ニ委託スルコトヲ得
 前項委託ノ地方長官ノ定ムル所ニ依ル
 シテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ル外
 受託者ハ市町村又ハ府縣ニ對シ之ヲ要

第十七條 求ヲ為スコトヲ得ス
途ニ就キタルトキハ之ニ要シタル費用
ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ全部若ハ
一部ヲ償還セシムルコトヲ待但シ救助
ヲ止メタルトキヨリ六箇月以内三箇年
以後ニ於テハ償還ヲ求ムルコトヲ得ス
第十八條 其ノ家族並扶助義務者生計ノ情
況ヲ查
其ノ定ムル所ニ依リ當該官吏若ハ吏負
ハ其ノ家宅ニ臨檢シ物件ヲ搜索シ又ハ

召喚尋問スルコトヲ得
本條ノ查覈ハ救助中時々之ヲ行フコト
ヲ得
第十九條 窮民ノ救助ニ關シ市町村間ニ
爭議アルトキハ地方長官之ヲ決定ス其
ノ決定ニ不服アル者ハ内務大臣ノ裁定
ヲ請フコトヲ得
前項ノ爭議ニシテ數府縣ニ涉ルトキハ
内務大臣之ヲ決定ス
第二十條 地方長官ノ指定スル府縣又ハ
ル所ニ依リ窮民ノ救助若ハ防備ノ為其

賞用ヲ以テ必要ナル施設ヲ為スヘシ
公益上必要ナル場合ニ於テハ地方長官
ハ勞働者ヲ使用スル私設ノ事業ニ對シ
前項ノ施設ヲ命スルコトヲ得
第二十一條 窮民ノ救助若ハ防備^濟ノ為設
クル窮兒養育不良感化願狂収療免因保
護慈惠療養細民授産貧民教育等其ノ他
窮民ノ救助若ハ防備^濟ニ要スル施設並此
等ノ施設ノ為必要ナル事項ハ命令ヲ以
テ之ヲ定ム
前項ノ目的^{規定ニ付テモ亦前項ニ同シ}為設クル強制保險強制貯
蓄ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 公共團體ハ内務大臣ノ定ム
ル所ニ依リ窮民ノ救助若ハ防備^濟ノ費用
ニ充ツル為特別ノ基本財産若ハ積立金
穀等ヲ設クルコトヲ得
第二十三條 國庫ハ毎年貳拾萬圓ヲ支出
シ窮民ノ救助若ハ防備^濟ニ關スル公設私
設ノ事業ニ對シ補助^濟ヲ為シ其ノ他窮民
ノ救助若ハ防備^濟ニ關スル必要ノ費用ニ
充ツルモノトス
前項補助ノ條件方法手續等其ノ他國庫
金ヲ支出スヘキ賞途ニ關スル事項ハ内
務大臣之ヲ定ム

第二十四條

受クルルニ至
此ノ法律ニ依リ現ニ救助ヲ
妨ケ若ハ風俗ヲ乱ルノ虞アル者ニ對シ
公益上必要アリト認ムル所ニ依リハ地方長
官ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ一之ヲ為
スコトヲ得
前項戒告ノ效ナシト認ムル者若ハ前項
戒告ニ從ハサル者ハ直ニ強制勞務ニ付
スルコトヲ得
強制勞務ニ關スル準則ハ勅令ノ定ムル
所ニ依ル

第二十五條

第一項ニ定ムルモノ外本條ヲ適用ス
ハキモノ種類ハ内務大臣之ヲ定ム
本條ニ該當スル者又ハ本條ニ該當スト
誌ムル者ニ付テハ必要アル場合ニ於テ
其ノ居所並生業ヲ臨檢スルコトヲ得
本條ニ依リ戒告ヲ受ケタル者及強制勞
務ニ付シタル者ニ關スル必要ナル取締
並罰則ハ命令ノ定ムル所ニ依ル
地方長官ハ窮民ノ救助若ハ
防備ニ關スル事務ノ為府縣制ノ規定ニ
依リ有給ノ府縣吏員又ハ常設若ハ臨時
名譽職委員ヲ置キ其ノ事務ヲ補助若

官達第百六十二號恆救規則ニ依リ國庫
 ヲリ支出ス、キ其額ヲ以テ之ニ充ツ
 第三十七條 前條ノ法規反其ノ他窮民救
 濟ニ關スル從前ノ法規ハ消滅ス
 第三十八條 此ノ法規ニ關スルモノ
 除ク外窮民ノ救助若ハ防備ニ關シ必要
 第三十九條 此ノ法令ヲ以テ之ヲ行スル
 第十條ノ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムル
 第四十條 此ノ法令ハ明治三十二年四月
 一日ヨリ施行ス

